

岐阜県農政審議会設置条例

(昭和49年3月29日条例第15号)

(設置)

第一条 農業振興地域における土地の計画的利用及び農業構造の改善を推進するとともに、農村における生活環境を整備し、もって県農業及び農村の振興を図るため、岐阜県農政審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 農業振興地域整備の推進に関する事項
- 二 農業構造の改善に関する事項
- 三 農業団地の育成に関する事項
- 四 農村生活環境の整備に関する事項
- 五 農業企業化資金に関する事項
- 六 その他県農業及び農村の振興に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 県議会の議員
- 二 市町村長
- 三 農業団体を代表する者
- 四 学識経験を有する者
- 五 その他知事が必要と認める者

(任期等)

第四条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要と認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項について、審議会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第六条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第七条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

第八条 審議会は、特定事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

(委 任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

2 岐阜県農業企業化推進協議会設置条例（昭和37年岐阜県条例第18号）及び岐阜県農業振興地域整備促進協議会設置条例（昭和44年岐阜県条例第38号）は、廃止する。

附 則（昭和54年10月9日条例第24号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に岐阜県観光審議会の委員である者又は岐阜県農政審議会の委員である者の任期が満了するまでの間は、改正後の〔中略〕岐阜県農政審議会設置条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の〔中略〕岐阜県農政審議会設置条例第3条第1項の規定は、なお効力を有する。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。